

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：福岡教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目2 番4号	平成18年度入学試験問題 印刷	内山 豊二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年1月9日	10,560,472	随意契約	本契約を唯一履行できる独立行政 法人であるため	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
合計					10,560,472						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型一覧表」の類型区分（1～12）に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお 包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況

(法人名：福岡教育大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	九州電力株式会社福岡営業所 福岡県福津市中央6-14-1	電力需給契約 (18年7月分)	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成18年5月23日	6,260,462	随意契約	本地区における唯一の電気事業者であり、安定的な電力需給が可能のため	見直の余地あり	競争入札に移行	18	
2	九州電力株式会社福岡営業所 福岡県福津市中央6-14-1	電力需給契約 (18年8月分)	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成18年5月23日	6,220,115	随意契約	本地区における唯一の電気事業者であり、安定的な電力需給が可能のため	見直の余地あり	競争入札に移行	18	
3	中央青山監査法人 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	国立大学法人福岡教育大学監査契約	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成18年7月3日	6,720,000	随意契約	文部科学大臣による監査法人の選任のため	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	
4	清江建設(株) 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目9番20号	自然科学教棟改修工事	名高 英司 環境マネージメント課 福岡県赤間文教町1番1号	平成18年8月1日	247,800,000	随意契約	競争入札を執行したが落札者がいなかったため最低入札金額を入れた業者と随意契約を行った。 (契約事務取扱細則第32条の1)	見直の余地あり	競争入札に移行	16	
5	(株)森田設備開発 福岡県宗像市徳重163番地の1	(吉武)学生寄宿舎消火設備他改修工事	名高 英司 環境マネージメント課 福岡県赤間文教町1番2号	平成18年12月25日	5,722,500	企画競争・公募	競争入札を執行したが落札者がいなかったため最低入札金額を入れた業者と随意契約を行った。 (契約事務取扱細則第32条の1)	見直の余地あり	競争入札に移行	16	
6	清江建設(株) 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目9番20号	自然科学教棟改修工事(設計変更①)	名高 英司 環境マネージメント課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年1月31日	20,895,000	随意契約	設計変更の契約であるので、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断した。 (契約事務取扱細則第28条の1)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
7	(株)夢真総合設備 福岡県福岡市中央区赤坂1丁目4番28号 ハイムニュー板板	自然科学教棟改修機械設備工事(設計変更①)	名高 英司 環境マネージメント課 福岡県赤間文教町1番1号	平成18年12月19日	11,550,000	随意契約	設計変更の契約であるので、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断した。 (契約事務取扱細則第28条の1)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
8	九州電気システム(株) 福岡県北九州市門司区小森江3丁目9番15号	自然科学教棟改修電気設備工事(設計変更①)	名高 英司 環境マネージメント課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年1月19日	9,450,000	随意契約	設計変更の契約であるので、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断した。 (契約事務取扱細則第28条の1)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
9	(株)産研設計 福岡県福岡市中央区赤坂2丁目1番15号	自然科学教棟改修設備設計業務	名高 英司 環境マネージメント課 福岡県赤間文教町1番2号	平成19年3月5日	5,775,000	企画競争・公募	契約の性質又は目的が競争を許さないと判断し、標準型プロポーザル方式の手続きを実施した。 (契約事務取扱細則第28条の1)	見直の余地あり	競争入札に移行	18	
10	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	リコー複写機賃借(事務局他)	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年3月30日	3,737,160	随意契約	事務情報化推進のためリコー製の複写機を選定し、同メーカーの複写機賃借については、契約相手方が唯一本地区で賃借を行っているため	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行	18	
11	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	リコー複写機賃借(講座他)	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年3月30日	2,993,760	随意契約	事務情報化推進のためリコー製の複写機を選定し、同メーカーの複写機賃借については、契約相手方が唯一本地区で賃借を行っているため	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行	18	
12	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	リコー複写機保守等(事務局他)	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年3月30日	9,235,761	随意契約	本契約のリコー製の複写機保守については、製造メーカーにおいて行っており契約相手方が唯一本地区で保守を行っているため	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行	18	
13	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵3丁目9番15号	リコー複写機賃借(事務局他)	内山 愛二 財務課 福岡県赤間文教町1番1号	平成19年3月30日	5,505,348	随意契約	本契約のリコー製の複写機保守については、製造メーカーにおいて行っており契約相手方が唯一本地区で保守を行っているため	見直の余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行	18	
合計					341,865,106						

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況

(法人名：福岡教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
 なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。  
 電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)  
 複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、表
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難しい場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
 なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、  
 該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。  
 ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」  
 ・競争に付することが不利と認められる場合「14」  
 ・秘密の保持が必要とされている場合「15」  
 ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」  
 ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」  
 ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由		類型 区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫		
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの		
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの		1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの		3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの		4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)		5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等		6
ニ その他		
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等		7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)		8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)		9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入		10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入		11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの		12

②従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについて、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するもの

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約 ⇒ 原則として価格競争による一般競争入札によるものとする。

・事務又は事業の性格等から、価格競争による一般競争入札により難しい場合は、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。

・直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約 ⇒ 原則として総合評価による一般競争入札によるものとする。

(イ)審議会等により委託先が決定された者との委託契約……審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ)調査研究等により必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかいないとしているもの……公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかいないことが明らかになった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注)いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

・複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれらに付随する業務に係る契約

## 随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月  
国立大学法人福岡教育大学

## 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

## 【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 0%) 0	( 0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(64%) 9	(83%) 293
	企画競争	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0
随意契約		(100%) 14	(100%) 352	(36%) 5	(17%) 59
合 計		(100%) 14	(100%) 352	(100%) 14	(100%) 352

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

## 【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( %)	( %)

一般競争入札等	競争入札	/		( %)	( %)
	企画競争	( %)	( %)	( %)	( %)
随意契約		(100%) 1	(100%) 11	(100%) 1	(100%) 11
合 計		(100%) 1	(100%) 11	(100%) 1	(100%) 11

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

### 【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		( 0%) 0	( 0%) 0
一般競争入札等	競争入札	/		(69%) 9	(86%) 293
	企画競争	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0	( 0%) 0
随意契約		(100%) 13	(100%) 341	(31%) 4	(14%) 48
合 計		(100%) 13	(100%) 341	(100%) 13	(100%) 341

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

① 公共工事の設計業務等の、総合評価落札方式による一般競争入札の導入拡大を図る。

② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを見直し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。  
(平成20年9月を目途に作成予定)

(2) 複数年度契約の拡大

① 研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については複数年度契約の導入拡大を図る。

② また、清掃、複写機の賃貸借等の契約についても複数年度契約を検討する。

(3) 入札手続きの効率化

① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について再検討を行う。

3. その他

特になし。